

## 株券等の大量保有報告に関するQ & A

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

変更後	変更前
<p>（問6）いわゆる相互保有により議決権のない株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか（法第27条の23第2項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第308条第1項、<b>会社法施行規則第67条第1項</b>参照）は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」（法第27条の23第2項）に該当すると考えられます。</p>	<p>（問6）いわゆる相互保有により議決権のない株式は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」に該当しますか（法第27条の23第2項関係）。</p> <p>（答）</p> <p>いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第308条第1項参照）は、大量保有報告の対象となる「対象有価証券」（法第27条の23第2項）に該当すると考えられます。</p>

(問 18) 会社法上の合併により株券等を取得した場合、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか(法第 27 条の 23 第 4 項関係)。

(答)

合併により株券等を承継取得する会社及び合併の対価として株券等の交付を受ける者のいずれも、合併の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

すなわち、吸収合併においては、合併の効力発生日(会社法第 749 条第 1 項第 6 号)から保有株券等の数に算入し、新設合併においては、新設会社の成立(合併登記)の日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

また、合併以外の会社法上のいわゆる組織再編(会社法上の株式交付により公開買付けを実施する場合を除きます。)についても、同様に、当該組織再編の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

(問 18) 会社法上の合併により株券等を取得した場合、どの時点から保有株券等の数に算入する必要がありますか(法第 27 条の 23 第 4 項関係)。

(答)

合併により株券等を承継取得する会社及び合併の対価として株券等の交付を受ける者のいずれも、合併の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

すなわち、吸収合併においては、合併の効力発生日(会社法第 749 条第 1 項第 6 号)から保有株券等の数に算入し、新設合併においては、新設会社の成立(合併登記)の日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。

また、合併以外の会社法上のいわゆる組織再編についても、同様に、当該組織再編の効力が確定的に生じた日から保有株券等の数に算入する必要があると考えられます。